

へき地保健医療計画の今後の対応について（案）

「へき地保健医療計画」については、昭和31年から概ね5年毎に計画を策定し、第10次計画（平成18～22年度）からは各都道府県において厚生労働省が示した指針を基にへき地保健医療計画を策定している。（現在、第11次計画の実施期間中）

一方、平成18年の第5次医療法改正において、医療計画の中で4疾病5事業（現在は5疾病5事業）に係る医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制に関する事項について記載することとなり、都道府県は第5次医療計画（平成20～24年度）より、へき地の医療連携体制について作成している。

「へき地保健医療計画」と「医療計画」は共にへき地医療対策について計画するにも関わらず、それぞれの改正時期がずれているため、厚生労働省として統一的なへき地医療対策の在り方を示すことができていない。

また、都道府県は「へき地保健医療計画」と「医療計画」について、それぞれ別の時期に作成する必要がある、その整合性を図るのが困難である。

（参考）

○へき地保健医療計画	第10次計画期間	平成18～22年度
	第11次計画期間	平成23～27年度
○医療計画	第5次計画（へき地が追加）	平成20～24年度
	第6次計画	平成25～29年度
	第7次計画	平成30～35年度

【対応案】

次回の医療計画改正時（第7次医療計画）に、へき地保健医療計画と医療計画を統合することで、より効率的な計画にするとともに、1つの計画に統一することで、医療を受ける側の国民にとってもより理解しやすい計画としてはいかがか。

なお、平成28～29年度は移行に係る準備期間とする。

<イメージ図>

